

【訪問看護】

夜間・早朝、深夜加算

算定のガイドブック





介護経営ドットコム

目次

●はじめに・・	• • • •	• • •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	3
●夜間・早朝、	深夜加算	とは?	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	4
●夜間・早朝、	深夜加算	の単位	数・	•	•	•	•	•	•	•	•	5
●夜間・早朝、	深夜加算	の算定	要件	•	•	•	•	•	•	•	•	6
●夜間・早朝、	深夜加算	の留意	・点〕	•	•	•	•	•	•	•	•	7
●夜間・早朝、	深夜加算		.A •	•	•	•	•	•	•	•	•	8~9

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうござ います。

本資料は、訪問看護の夜間・早朝、深夜の 加算の算定に向けた前提となる情報を把握 するために活用いただく資料となっていま す。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますよう何卒宜しくお願い致します。



夜間・早朝、深夜加算とは?

夜間・早朝、深夜の加算とは、夜間~深夜~早朝の時間帯に、指定訪問看護サービスを提供 することを評価する加算です。

訪問看護では、基本となるサービスの提供時間が『午前8時~午後6時』として定められています。それ以外の時間帯(午後6時~翌午前8時)にサービスを提供する場合、夜間、深夜、早朝と区切った時間帯のそれぞれに応じた加算を算定することができます。特に、深夜の時間帯は、労働基準法の『深夜業の割増賃金』の対象となり、人件費の負担が増加することを勘案した加算率が設定されています。

訪問看護の事業所経営では、24時間連絡体制や緊急時に必要に応じて訪問できる体制を構築することが算定要件となっている加算があります。それらの加算を算定するために体制を整備し、実際に夜間・深夜・早朝の時間帯に訪問することがあります。

ここでは、夜間、深夜、早朝に訪問した時の単位数や算定要件、併算定などの留意点を説明 していますので、ぜひ最後までお読みください。

夜間・早朝、深夜加算の単位数

加算の種類	単位数					
夜間・早朝の場合	所定単位数×25%					
深夜の場合	所定単位数×50%					

【参考】

夜間・早朝、深夜の場合に算定する単位数(基本報酬+加算)は以下のようになります。

	通常の時間帯	夜間・早朝の場合	深夜の場合		
20分未満	313単位	3 9 1 単位	4 7 0 単位		
30分未満	4 7 0 単位	588単位	705単位		
30分以上1時間未満	8 2 1 単位	1026単位	1232単位		
1時間以上1時間30分未満	1125単位	1406単位	1688単位		

夜間・早朝、深夜加算の算定要件

【算定要件】

- 夜間、深夜、早朝の時間帯にサービスを提供していること。
- 居宅介護サービス計画または訪問看護計画上、サービスの開始時刻が、夜間、深夜、早朝の時間帯にあること。

【夜間、深夜、早朝の時間帯】とは?

夜間:午後6時~午後10時

深夜:午後10時~午前6時

早朝:午前6時~午前8時

夜間・早朝、深夜加算の留意点

- 利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合には、夜間・早朝、深夜の加算を算定することができません。
- 緊急時訪問看護加算を算定している場合で、その月の1回目の緊急時訪問が、夜間・早朝、深夜の時間帯だった場合は、夜間・早朝、深夜の加算を算定することができません。同月の2回目以降の緊急時訪問は、夜間・早朝・深夜の時間帯に訪問した場合、早朝・夜間、深夜加算を算定することができます。

夜間・早朝、深夜加算のQ&A

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成30年3月23日 問29

Q.

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携した場合の報酬を算定する場合、訪問看護で設定されている全ての加算が算定できるのか。

Α.

夜間又は早朝、深夜に訪問看護を行う場合の加算、複数名訪問加算、1時間30分以上の訪問 看護を行う場合の加算及び看護体制強化加算は算定できない。

夜間・早朝、深夜加算のQ&A

介護保険最新情報vol.151介護報酬に係るQ&A 平成15年5月30日

Q.

緊急時訪問看護加算について、当該月において利用者が一度も計画的な訪問看護を受けていない時点で緊急時訪問を受け、その直後に入院したような場合に、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数の訪問看護費と緊急時訪問看護加算をそれぞれ算定できるか。

Α.

緊急時訪問加算について、体制にかかる部分と実際の訪問にかかる部分を別に算定すること とした。当該体制は1月を通じて整備される必要がある。

緊急時訪問看護加算は、当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日に加算されるものであるため、第1回目の訪問が訪問看護計画に位置付けられていない緊急時訪問である場合にも加算できる。(当該月に介護保険の給付対象となる訪問看護を行っていない場合に当該加算のみを算定することはできない)

なお、緊急時訪問を行った場合は、当該訪問の所要時間に応じた訪問看護費を算定することになる。この場合、夜間・早朝・深夜の加算は算定されない。(緊急時訪問看護加算を算定する事業所においても、当初から計画されていた夜間・早朝・深夜の訪問については当該加算を算定できる。)